

## 福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続

福岡歯科大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、口腔医学に関する教育、研究、診療の充実と発展を図るため、学則第1条の2を踏まえ、次のとおり内部質保証の方針、体制及び手続について定める。

### 【内部質保証の方針】

教育研究水準の向上を図り、福岡歯科大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育研究活動等の状況について自ら自己点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。

### 【内部質保証の体制及び手続】

1. 自己点検・評価委員会は、学長が委員長を務め、教職員により組織する。  
なお、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
2. 自己点検・評価委員会は、次の全学的事項について内部質保証の観点から審議する。
  - (1) 自己点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等
  - (2) 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表
  - (3) 中期構想に沿った事業計画の策定及び報告
  - (4) その他、大学の部署が行う評価活動
3. 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の結果について、理事長に報告し、かつ、公表する。
4. 学長は、自己点検・評価委員会の自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、担当委員会、担当事務課等に改善を促し、その報告を求めるものとする。

### 【学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)】

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映するため学修成果の評価の方針を定める。

学修成果の評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映する。